

教育行政のあり方の再検討



井上高三

1 はじめに

本年は新しい教育制度が発足してから20年目にあたり、本市においてもそれを記念した行事がいろいろな形で行なわれている。現場の先生方が過去20年をふりかえって苦難の道であったことを述懐されるのをきき、また教育行政にたずさわってきた方々のご苦勞をしのび、敬意を表するしだいである。と同時に、わが国の教育を、おたがいに謙虚に反省すべきよい機会ではないかと思う。

さる5月15日、文部大臣は全国都道府県指定都市教育委員会委員長会議を、ついで16日には教育長会議をそれぞれ開催して、「当面する教育行政上の諸施策」と題する講演を行なった。そのなかで今日の教育行政の主要テーマがほとんどふれられているので、少し長い項目をあげておこう。

(1) 父兄負担の軽減

- 義務教育諸学校の教材拡充10カ年計画
- 公立文教施設の補助金の増
- 地方交付税の増
- 教科書無償の範囲の拡大
- 準保に対する保護の拡大
- 遠距離通学費補助対象の拡大

(2) 小・中学校の教育課程の改善

- 教育審議会の答申に基づき教育課程を改善する。小学校は昭和46年より、また中学校は47年より実施。

(3) 後期中等教育の拡充整備

- 高等学校の学科の多様化
- 定時制・通信教育の施設設備の拡充と定通併修の拡大
- 中学における観察指導の強化、中学・高校の教育の関連性、高校の芸術面の特別教育活動の重視、短期高校制度および各種学校制度、高校標準法の検討。

(4) 特殊教育の振興

- 総合的研究調査の実施
- 心身障害児の実態調査
- 推進地域の設置
- 養護学校・特殊学級の増設
- 盲学校・弱視教育の改善

(5) 地方教育委員会の統合

○地方の小規模市町村の教育委員会を統合して地方教育行政の改善をはかる。

(6) 教員の勤務の適正化

○学校教育の能率的な推進 ○ILOの問題と関連した新しい労資関係の確立、教員の超勤手当、宿日直問題

(7) 教員の地位に関する勧告

○わが国独自の立場で教員処遇の改善を実施する。

(8) 各種学校制度の整備と外国人学校制度の創設

(9) 社会教育制度の充実

○指導体制の確立 ○家庭教育学級の充実 ○都市青少年のための施設の設置

(10) その他

○幼稚園教育の強化 ○体育・スポーツの振興
○交通安全対策 ○私学振興 ○地方芸術文化の振興 ○文化財・史蹟・埋没文化財の保護

これらはただちに、あるいは間接的に地方教育行政に結びつくものであるが、本市においてはすでに施策としてとりあげ、相当の成果をあげているものもあり、将来の問題としてつとめねばならないものもある。また、国はこのほかの問題としてPTAのあり方、今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について検討し、あるいは諮問をしている。これだけについて考えても、教育行政は広範であり、多岐にわたっていることを痛感する。そのほか中央も地方も、いろいろ特殊な問題をそれぞれの立場でかかえているのである。

ところでわたくしに与えられた課題は、「横浜市の教育行政を検討し、これからの方向と抱負をのべ、今後の教育行政に創造性にみちた提案を示せ」ということであるが、教育については素人であり、また視野もせまく、教育行政全般にわたって論ずることはできない。しかし一応課せられた

責をはたさねばならないので、範囲を義務教育に限定することとする。

2———教育と教育行政

教育と教育行政の関係については、教育基本法に「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」とある。これは終戦直後検討された教育行政の基本的な精神で、その後20年一言半句の改訂もなく法として現存している。これに対し、現在では、ある人はゆがめられたといい、ある人はそうではないといって意見が対立しているが、「教育の実相は変らないが、形相はめまぐるしいほど変転する」という言葉にわたくしの気持は近い。

さて教育行政は、教育の目的を達成させるためのもので、教育行政のための教育ではないということも教育基本法はのべているのである。すなわち教育への奉仕者としての教育行政ということである。こうした理念にたつて教育行政はすすめられているのであるが、現場の教師は、それをどのように受けとめているか、その声をきいてみよう。

○国の一連の教育行政をみると、教育を行政の下におこうとしている。

○校長は学校でじっくり教育を考える暇がない。

○教育委員会へ行っても一度で目的が達せられない。

○学校の近代化だの、父兄に負担をかけるなど指導はするが、そのうらづけがないではないか。

○もっと区の段階に仕事をおろした方がよい結果をもたらすのではないか。

○教育委員会には確立した指導方針があるのか。

○力関係を排除して公平にやってくれ。

現場の教師におとらず、われわれが耳を傾けなければならないのは、生徒の親の声である。生徒の親からはつぎのような要求がでてい

○義務教育は無償であるべきなのに、学校は金をと

りすぎる。

○学校をつくれ。講堂・プールをつくれ。

○学区を変えてくれ。越境入学を禁止せよ。

○幼稚園、養護学校、公立高等学校をつくれ。

○給食を実施してくれ。調理場の設備を充実してくれ。

○交通安全対策をたてよ。

○学校の格差をなくせ。

このように、あげれば枚挙にいとまのないくらいである。そのなかには地方で解決できるものもあれば、できないものもある。しかも市の教育行政と無関係とはいえないものばかりである。それらの声を一応整理して、つぎの三点にしぼることとする。

(1) 教育行政の姿勢の問題

(2) 予算の問題

(3) 教育委員会の機構の問題

以下、かんたんにこれらの問題について考えてみたい。

3——— 教育行政の問題点の問題

1・教育行政の姿勢の問題

教育基本法によった当初の教育行政は、国・地方をとわず忠実にその精神ののっとして、教育のための行政を施行したことは事実である。しかし昭和30年頃より、国の一連の教育行政のなかに基本法の精神とはずれたものがあるという批判がでてきた。すなわち勤評・道徳教育・学力調査・I L O問題・期待される人間像の提案などにあらわれ

ているように、国の教育行政がゆがんできたという現場の声である。こうした問題については、地教委の教育行政に対する姿勢も、国と同じような批判をうけることはまぬがれない。なぜなら、国の行政の姿勢は、そのまま地方の教育行政の姿勢を決定していくという関係にあったからである。しかし地方の教育行政は、直接現場と接しているために多くの批判が向けられ、それゆえにこそ地方の段階ではじめて、教育行政の民主化が可能になってくるのではないだろうか。

さて、行政の姿勢に関連した批判のなかには、教員の人事とか指導助言のあり方とかが多いようである。「公平であれ」とか、「指導原理を確立せよ」という声もこのへんにあるようである。人事行政も指導行政も非常にむずかしい問題である。相手が人であり、やる人が人であるからである。

2・予算の問題

よく「教育は人である」というが、教育行政の側にしたつと、「教育は金である」といいたくなる。市の教育予算は、一般予算に比してけっして少なくはないが、それでも現場の声は前述のとおりである。金鉞でも掘りあてないかぎり、あるいはたとえ掘りあてたとしても満足させることは不可能であろう。いかに教育優先といっても現実には限度があるからである。しかし現場からは、「教育委員会は、予算がない予算がないと答はきまっている。もう聞きあきた」とたえずいわれている。さらに本市独自のいくつかの問題がある。それは大正12年の震災で大半の学校を失ない、昭和20年の空襲でまたばく大な損害をこうむり、さらに終戦後は小学校の中学校への転用、駐留軍による校舎の接収という打撃をうけてきたことである。考え方によっては、本市の教育の施設整備は戦後に発足したといっても過言ではない。第2に人口問題がある。昭和50年には推計人口が235万になる